

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日とする)

目次

- ◇規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇告示 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇教委告示 教育委員会の招集

規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)

の一部を次のように改正する。
第二条の二を次のように改める。

(給料の調整額)

第二条の二 給料の調整を行う職は、別表第一の二の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

2 職員の給料の調整額は、給料月額に百分の三を乗じて得た額と当該職員に適用される職務の等級に依りて別表第一の三に掲げる額との合計額に、その者に係る別表第一の二の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(その額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額)とする。

第二条の三に見出しとして「(規則の適用)」を付する。

別表第一の二中「給料の調整額表」を「給料の調整額の適用区分表」

職名	職
運転士、調理師及び調理員	自動車整備士、運転士、調理師及び調理員
運転士、ボイラ技士、調理師、調理員及び用務員	自動車整備士、運転士、ボイラ技士、調理師、調理員及び用務員
運転士	自動車整備士及び運転士

に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第一之三 (第二条の二関係)

給料の調整額の定額表

職務の等級	定額
特1等級	2,532円
1等級	2,273円。ただし、1号給 1,618円 2号給から 9号給まで 1,650円 10号給から13号給まで 1,989円
2等級	1,989円。ただし、1号給から 6号給まで 975円 7号給から14号給まで 1,328円 15号給から19号給まで 1,650円
3等級	1,650円。ただし、2号給から12号給まで 975円 13号給から18号給まで 1,328円

附則

1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において給料の調整を受ける職に在職していた職員のうち、改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第一の二の調整数欄に掲げる調整数を同じくする職員として引き続き同一又は同種の職に在職している職員で、改正後の規則第二条の二第二項の規定により得られる額が同日においてその者が受けていた給料の調整額に達しないもの(給料月額に異動があり、異動後の給料月額が同日における給料月額に

達しないこととなつたものを除く。)の給料の調整額は、同項の規定にかかわらず、同日においてその者が受けていた給料の調整額に相当する額とする。

3 施行日の前日において給料の調整を受ける職に在職していた職員のうち、施行日以後に異動し、改正後の規則別表第一の二の調整数欄に掲げる調整数が異動前より下位の区分に属する職員となつた者その他同日以後に知事の定める事由に該当することとなつた職員について、部局内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その者の給料の調整額は、改正後の規則第二条の二第二項の規定にかかわらず、知事の定める額とすることができる。

告示

鳥取県告示第二百六十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十五年四月一日から施行する。

昭和五十五年三月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

二丁目	
を	
横川支店	広島支店
広島市西区横川町二丁目	広島市中町立区

広島支店	広島市立町
横川支店	広島市横川町

に改める。

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を次のように改める。

（給料の調整額）

第二条の二 給料の調整を行う職は、別表第一の二の勤務箇所欄に掲げる

別表第一の三（第二条の二関係）

給料の調整額の定額表

職務の等級	定 額
特1等級	2,532円
1 等 級	2,273円。ただし、1号給 1,618円
	2号給から9号給まで 1,650円
	10号給から13号給まで 1,989円
2 等 級	1,989円。ただし、1号給から6号級まで 975円
	7号給から14号給まで 1,328円
	15号給から19号給まで 1,650円
3 等 級	1,650円。ただし、2号給から12号給まで 975円
	13号給から18号給まで 1,328円

を加える。

職 名 を 職 員 に改め、同表の次に次の一表

勤務箇所所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

2 職員の給料の調整額は、給料月額に百分の三を乗じて得た額と当該職員に適用される職務の等級に応じて別表第一の三に掲げる額との合計額に、その者に係る別表第一の二の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（その額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額）とする。

第二条の三に見出しとして「（規則の適用）」を付する。

別表第一の二中「給料の調整額表」を「給料の調整額の適用区分表」に、

附則

- 1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日において給料の調整を受ける職に在職していた職員のうち、改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)(別表第一の二の調整数欄に掲げる調整数を同じくする職員として引き続き同一又は同種の職に在職している職員で、改正後の規則第二条の第二項の規定により得られる額が同日においてその者が受けていた給料の調整額に達しないもの(給料月額に異動があり、異動後の給料月額が同日における給料月額に達しないこととなつたものを除く。)(の給料の調整額は、同項の規定にかかわらず、同日においてその者が受けていた給料の調整額に相当する額とする。
- 3 施行日の前日において給料の調整を受ける職に在職していた職員のうち、施行日以後に教育委員会の定める事由に該当することとなつた職員について、部局内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その者の給料の調整額は、改正後の規則第二条の第二項の規定にかかわらず、教育委員会の定める額とすることができる。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十五年三月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一日時

昭和五十五年三月二十三日(日) 午前十一時十五分

二 場所

鳥取市末広温泉町 白兔会館

三 議題

1 公立学校教職員人事について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)(】